



# 自転車条例 施行!

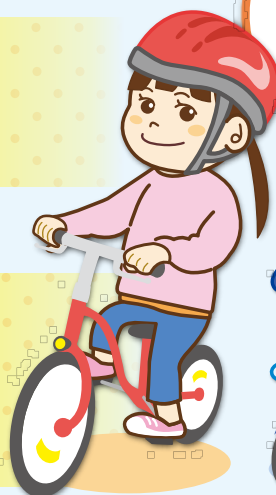
(岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例)

高額賠償の判決も!

自転車保険への加入が義務化

死亡事故の64%が頭部のケガ

子ども(小学生以下)の  
ヘルメット着用が義務化



安心して自転車に  
乗れるよう、  
みんなで取り組み  
しましょう!



ミココ



ハココ

自転車を安心、快適に利用するために【条例の主な内容】

## 交通ルールの遵守やマナーの向上

ルール・マナーを守って安全に利用しましょう。

### 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、**車道が原則、歩道は例外**
- ② 車道は**左側を通行**
- ③ 歩道は**歩行者優先**で、**車道寄り**を徐行
- ④ **安全ルール**を守る
- ⑤ **子どもはヘルメット**を着用



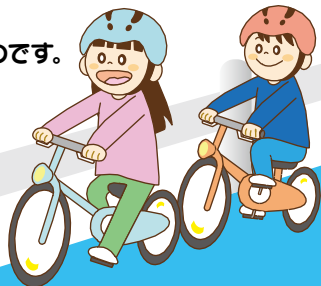
## 自転車保険への加入が義務化

自転車事故でも、1億円にせまる損害賠償を求められる事例もあります。自転車を利用する方は、事故に備えて賠償責任保険への加入が必要です。仕事で自転車を利用する企業等や、市外在住の方が通勤・通学等のために市内で自転車を利用する場合も対象です。



## 子ども(小学生以下)のヘルメット着用が義務化

自転車での死亡事故のうち、**6割以上は頭部のケガ**によるものです。特に子どもは体に対して頭部が大きく、転倒時に頭部を打つ**リスクが高**くなります。小学生以下の子どもは、**必ずヘルメット**を着用しなければなりません。



## 交通安全等について啓発・教育を

ルール・マナーを守ることや、自転車を安全に利用するための適切な整備・点検などについて、家庭や学校・職場ぐるみで啓発・教育の場をもうけましょう。



